3）　経営管理等の改善

⑴　下請事業者は、長期経営方針、利益計画、資金計画、設備計画、生産計画等の経営計画の作成、価値分析の実施、計数管理方式の導入等その経営の実態に即した効果的な経営管理手法の採用により、経営管理の改善に努めるものとする。また、労働力需給の中長期的動向を踏まえ、労働力の確保を図るために必要な労働時間の短縮、職場環境の改善等人事・労務管理の改善に努めるものとする。

⑵　親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の経営管理及び人事・労務管理の改善について、講習会、研究会を開催する等の協力を行うものとする。

4）　事業の共同化

⑴　下請事業者は、その業種、業態等の実態に応じて、量産化、専門化、付加価値の増大、施設又は設備の導入、研究開発の効率化、販売力の強化、原材料等の購買の合理化、情報収集の効率化、人材・労働力確保の円滑化、福利厚生施設の整備、海外進出の円滑化等を効果的に推進するため、他事業者との共同化を積極的に実施するものとする。

⑵　親事業者は、下請事業者の要請に応じて、発注品目、発注量等の変更、発注方法の整備、技術指導、経営指導を実施する等、下請事業者の共同化を進めやすくするよう適切な措置を講ずるものとする。

5）　情報化への積極的対応

⑴　下請事業者は、管理能力の向上、受注から給付の提供及び資金決済に至るまでの事務量軽減、事務の迅速化等を効率的に推進するため、情報関連機器の積極的導入に努めるとともに、電子受発注、インターネットバンキング、電子記録債権等に対しても、その効果等を十分検討の上基本的にはこれに積極的に対応していくことが必要である。

⑵　親事業者は、下請事業者が情報化の進展に円滑に対応することができるよう、下請事業者の要請に応じ、管理能力の向上についての指導、標準的なコンピュータ又はソフトウェアの提供、データベースの提供、オペレータの研修、コンピュータ、ソフトウェア等に係る費用負担軽減のための援助、電子記録債権の導入等の協力を行うものとする。

⑶　親事業者は、下請事業者に対し電子受発注等を行う場合には次の事項に配慮するものとする。

①　電子受発注等を行うこととするかどうかの決定にあたっては、下請事業者の自主的判断を十分尊重することとし、これに応じないことを理由として、不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。

②　下請事業者に対し、正当な理由なく、自己の指定するコンピュータその他の機器又はソフトウェア等の購入又は使用を求めないこと。

③　下請事業者に対する電子受発注等に係る指導等の際、併せてその経営、財務等の情報を把握すること等により、その経営の自主性を侵さないこと。

④　自己が負担すべき費用を下請事業者に負担させないこと。

⑤　下請事業者が電子受発注等に円滑に対応することができるよう、長期発注計画の提示、発注の安定化及び納期の適正化には特に留意すること。

⑥　下請事業者が不測の不利益を被ることがないよう、両事業者間の費用分担、取引条件等について、事前に基本契約書又はこれに準ずる文書により明確に定めておくこと。

⑦　その他政府により定められている電子受発注等についての指針を遵守すること。

6）　事業継続に向けた取組

⑴　下請事業者は、事業承継計画の策定や事業引継ぎ支援センターの活用その他の方法により、事業継続に向けた計画的な取組を行うものとする。

⑵　親事業者は、下請事業者の事業承継の状況の把握に努め、サプライチェーン全体の機能維持のために、必要に応じて計画的な事業承継の準備を促すなど事業継続に向けた適切な対応を行うものとする。

第４　対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

1）　対価の決定の方法の改善

⑴　取引対価は、取引数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、品質、材料費、労務費、運送費、在庫保有費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した、合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとする。

⑵　原価低減活動は、親事業者、下請事業者双方が継続的な競争力を確保するために行うものである。原価低減活動の結果の取引対価への反映に当たっては、親事業者と下請事業者の双方が協力し、現場の生産性改善などに取り組み、その結果、生じるコスト削減効果を基に、寄与度を踏まえて取引対価に反映するなど、合理性の確保に努めるものとする。

○取引対価への反映に関する望ましくない事例

①　コスト削減効果を十分に確認しないで取引対価へ反映すること。

②　下請事業者側の努力によるコスト削減効果を一方的に取引対価へ反映すること。

⑶　親事業者は、下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号）において記載されている「一律一定率の単価引下げによる買いたたき」、「合理性のない定期的な原価低減要請による買いたたき」、「下請代金を据え置くことによる買いたたき（円高や景気悪化を理由とした一時的な下請代金の引下げ協力要請関係）」等の違反事例など、下請代金支払遅延等防止法で禁止する買いたたきを行わないことを徹底していくものとする。親事業者は、原価低減要請（原価低減を求める見積もりや提案の提出要請を含む。）を行うに当たっては、以下に掲げる行為をはじめ、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く要請と受け止められることがないよう努めるものとする。

○原価低減要請に関する望ましくない事例

①　具体的な根拠を明確にせずに、原価低減要請を行うこと。

②　原価低減目標の数値のみを提示しての原価低減要請、見積もり・提案要請をすること。

③　原価低減要請に応じることを発注継続の前提と示唆して原価低減要請をすること。

④　文書や記録を残さずに原価低減要請を行うことや、口頭で削減幅などを示唆したうえで、下請事業者から見積書の提出を求めること。

⑷　親事業者は、下請事業者から労務費の上昇に伴う取引対価の見直しの要請があった場合には、協議に応じるものとする。特に、人手不足や最低賃金（家内労働法（昭和45年法律第60号）に規定する最低工賃を含む。）の引上げに伴う労務費の上昇など、外的要因により下請事業者の労務費の上昇があった場合には、その影響を加味して親事業者及び下請事業者が十分に協議した上で取引対価を決定するものとする。

⑸　取引対価の決定の際、親事業者及び下請事業者は、取引の対象となる物品等に係る特許権、著作権等知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価並びに当該物品等の製造等を行う過程で生じた財産的価値を有する物品等や技術に係る知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価についても十分考慮するものとする。

⑹　第１号の協議は、下請事業者が作成する見積書に基づき継続的な発注に係る物品等については少なくとも定期的に、その他の物品等については発注の都度行うものとする。

また、材料費の大幅な変更等経済情勢の変化や発注内容の変更に応じ、対価について随時再協議を行うものとする。

さらにこれらの協議の記録については両事業者において保存するものとする。